

航空連合NEWS

発行:航空連合/発行人:山田公正 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL(03)5708―7161 FAX(03)5708―7163

サラリーマン世帯狙い撃ちの

政府税制調査会(政府税調)の基礎問題 小委員会は2006年度以降の税制改正に向けた 「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめました。

その中身は、諸控除の廃止・縮小が中心であり、特にサラリーマン・雇用労働者への負担が大きくなっています。具体的な水準は、定率減税の縮小・廃止とあわせて、年収500万円の世帯で年間約20万円以上(連合試算)もの増税となり、ここ数年の税制や社会保障制度の負担増とともに家計への負担は非常に大きくなります。







コラム 政府税調って何?

税制調査会(税調)は、内閣府設置法にもとづいて設置される審議会で、総理大臣の諮問に対し、税制のあり方を検討・答申するのが役割です。各政党にも税制調査会があることから、区別する意味で「政府税調」と呼ばれています。税調には、30名以内の委員で構成される総会と、テーマに応じて設置される小委員会があります。とはいえ、実際には財務省などの官僚が審議の方向づけをしているという問題が指摘されています。今回出された「個人所得税に関する論点整理」は、「基礎問題小委員会」が総会に対して報告したもので、今後の総会での議論に注目する必要があります。

連合では、「増税よりも先に政府がやるべきことはたくさんある!」として、

- 歳出の見直し~特別会計を含めた税金の無駄遣いを徹底して見直す
- 不公平税制、格差拡大への歯止め〜所得税の最高税率や法人税率を見直し、制度の不公正をただす

ことを求め、「**サラリーマン大増税阻止キャンペーン**」として、所得捕捉がしやすいサラリーマン狙い撃ちの大増税案をストップさせる取り組みを行っています。

政府税調は今年の11月中旬ごろ税制改正に関する答申を発表する予定になっています。その後議論は政治の場に移り、各政党、財務省での議論を経て、1月の通常国会にて定率減税廃止とともに今後の税制改正の議論が行われます。

連合は、各段階に応じて大増税を実施しないこと、公平・公正な税制改革の実現を求めていくこことしており、航空連合も連携して取り組んでいきます。



はなたの潜航額はいく5?

連合の大増税阻止ホームページへ→http://www.jtuc-rengo.or.jp/daizouzei/

連合のホームページでは、政府の増税案が実施された場合の増税額を試算することができます。 年収、家族構成だけでクイック試算。ぜひアクセスして、増税額の試算をしてみてください。

航空連合

は、日本航空グループと全日空グループの労働組合が大同団結を果たし、1999年10月に結成された、航空労働界を代表する最大の産業別労働組合です。航空・航空関連産業で働く54の企業別組合の3万人(うち客室乗務員1万人)で構成され、ナショナルセンター「連合」に加盟しています。利用者、労働者の視点から航空産業の基盤と競争力の強化を目指しています。

政府税調「論点整理」の概要

(年収500万円の場合、税率は所得税10%、住民税5%)

○ 給与所得控除の縮小

給与所得控除とは、給与収入から一定割合を控除するもので、平均 すると3割程度の控除水準となっています。給与所得者は自営業者のよ うに自分で経費を決められないこと、試算所得などに比べて、税金を 負担する力が弱いことなどに配慮する役割があります。

ところが政府は、必要経費の部分だけを強調し、「実際に給与所得者 が支出している経費と比べると、控除が大きすぎる」として、控除を 縮小しようとしています。

★ 年間増税額 77.100円 (所得税・住民税の合計額)

- ・控除が3分の2に縮小された場合
- ・夫婦片働き、子1人(16歳未満)の場合で試算

○ 配偶者控除の廃止

配偶者控除とは、年間所得が38万円以下の配偶者(生計を一にする もので控除対象配偶者) がいる場合に適用されます。これまで、専業 主婦と働く女性との間で税制上の不公平などが議論となり、2004年度 税制改正で、配偶者特別控除の廃止、個人住民税の非課税措置の見直 しが決定されました。

【給与所得控除】

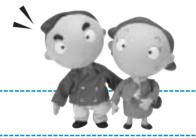
給与収入	控除率
180万円以下の部分	40%
180万円超~360万円	30%
360万円超~660万円	20%
660万円超~1,000万円	10%
1,000万円超	5%

※最低65万円

具体例) 年収500万円の場合、

- · 180万円×40%=72万円
- · 180万円×30%=54万円
- ·140万円×20%=28万円

控除額は計154万円(年収の31%)



【配偶者控除】

具体例) 控除額は年収によらず一律で、所得税38万円、住民税33万円

税制が、男女の働き方に影響を与えないようにするのは重要なことです。同時に、様々な事情で働きたくても働けな い配偶者への配慮も欠かせません。しかし、政府税調の提言には、その点についての配慮が欠けています。

★ 年間増税額 54.500円 (年収500万円の場合、所得税・住民税の合計額)

・夫婦片働き、子1人(16歳未満)の場合で試算

○ 特定扶養控除の廃止

特定扶養控除とは、教育費負担がかかる16歳以上23歳未満の扶養 親族(特定扶養親族)がいる場合、扶養控除(扶養親族1名につき所 得税38万円、住民税33万円)の代わりに適用されます。

政府税調は特定扶養控除を廃止し、一般の扶養控除と同じ扱いにす ることを提言しています。

【特定扶養控除】

具体例) 控除額は年収によらず一律で、特定扶養親族1名に つき所得税63万円、住民税45万円

★ 年間増税額 31,000円

(年収500万円の場合、所得税・住民税の合計額)

・夫婦片働き、子2人(うち1人が16~22歳)の場合で試算



○ 退職金所得控除の縮小

退職金所得については、他の所得とは分離して個別に所得税および住民 税が課税されており、退職金収入所得から、勤続年数に応じた退職所

得控除を差し引いた額に、2分の1を乗じた額となっています。

政府税調は、勤続年数にかかわらず控除額を一定にする、短期 間の勤続者については退職所得の2分の1課税を行わない、とい った見直しをしようとしています。

【現 行】(例) 勤続30年退職金1,800_{万円}

300万円×1/2

退職所得控除

(20年×40万円)+(10年×70万円)=1.500万円

750 **150**

(控除額)

勤続20年まで: 年40万円 勤続20年を超える分:年70万円 ➡税額15万円 300万円×10%

【政府案】

退職所得控除

(30年×40万円)=1,200万円

300

600万円×1/2

300 万円

勤続年数に関係なく年40万円

➡税額30万円 300万円×10%



○ 定率減税の縮小・廃止

定率減税とは、1999年、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する 法律 | (恒久的減税法)により、景気対策のために恒久的減税の一環として導入された減税措置です。

【定率減税額】所得税、住民税の税額から、以下の金額を税額控除

·所得税:所得税額×20%(25万円上限)

·住民税:住民税額(所得割)×15%(4万円上限)

2005年度税制改正により、定率減税の2分の1縮減が決定しており、2006年1月から実施されます。さらに政府税調 は2006年度税制改正にて「定率減税の廃止」を打ち出しています。

★ 年間増税額 51.100円 (年収500万円の場合、所得税・住民税の合計額)

・夫婦片働き、子1人(16歳未満)の場合で試算

年収・世帯別の増税額

(所得税+住民税/単位:円)

増税額(定率減税見直し+諸控除見直し)							
給与収入	夫婦片働き 子ども2人	夫婦片働き	1人暮らし				
300万円	125,800 (1,300+124,500)	132,800 (24,300+108,500)	88,400 (34,400+54,000)				
400万円	168,300 (15,800+152,500)	182,300 (42,000+140,300)	137,700 (51,900+85,800)				
500万円	221,800 (35,100+186,700)	237,200 (63,500+173,700)	178,600 (75,900+102,700)				
600万円	280,000 (56,000+224,000)	331,000 (88,000+243,000)	272,400 (100,400+172,000)				
700万円	376,000 (81,900+294,100)	418,700 (119,600+299,100)	324,900 (134,800+190,100)				

※試算の条件:諸控除については、給与所得控除を2/3(最低保障額65万円)に縮小、特定扶養控除(上乗分)と配偶者控除 を廃止した場合として試算

新させ目子(ク)政長寺左右町下る(V)

航空連合では結成以来、自らの政策実現の観点から「政策実現に向けた政治との関係」を議論し、第3期に「航空政 策議員フォーラム」を民主党内に立ち上げて頂きました。

現在、枝野幸男会長(埼玉5区)、細川律夫副会長(埼玉3区)、井上和男事務局長(東京14区)を中心に民主党衆参 議員約20名でフォーラムを形成しています。

「機内迷惑行為防止法」成立に向けた議員立法や「航空保安法」制定に向けた検討、民主党内の国土交通部会での航 空連合政策の反映、国土交通省をはじめとする官庁要請など、フォーラムメンバーを中心に協力して頂いています。



第44回衆議院総選挙が8月 30日告示、9月11日投票で

実施されることになっています。 今回は各政党とも政権選択の重要 な選挙と位置づけており、みな さんも投票に行って大切な1票を 国政に投じてください。



投票日に投票に行けない方は前もって投票することができます。

期日前投票 8月31日(水)~9月10日(土) 8:30~20:00

(詳しくは市区町村選挙管理委員会までお問い合わせください)

民主党「航空政策議員フォーラム」構成メンバー(民主党公認 衆議院議員候補予定者)

フォーラム役職	氏名	選挙区	
会 長	枝野 幸男	埼玉 5区	
副会長	細川 律夫	埼玉 3区	
事務局長	井上 和雄	東京 14区	
メンバー	大谷 信盛	大阪 9区	
4	岡田 克也	三重 3区	
"	北橋 健治	福岡 9区	
11	斉藤 勁	神奈川11区	
"	佐藤謙一郎	神奈川 1区	
11	高木 義明	長崎 1区	
"	玉置 一弥	京都 1区	
11	樽床 伸二	大阪 12区	

フォーラム役職	氏名		選挙区	
"	野田	佳彦	千葉	4 区
"	伴野	豊	愛知	8区
"	平岡	秀夫	ШП	2区
"	細野	豪志	静岡	5区
11	前原	誠司	京都	2区
"	渡辺	周	静岡	6区

◆ ◆ セクハラ相談窓口を開設中 ◆ ◆



- ◆ 相談は航空連合に加盟している組合員に限り、電話またはEメールで受け付けます。
- ▶相談については、女性相談員がうけたまわりますが、男性相談員を希望する事も出来ます。
- プライバシーは厳守します。

【セクハラ相談専用電話】03-5708-7169 ・専用電話受付窓口担当: 三平 (女性)

・受付は土日祝祭日除く 9:30~17:30 (担当が離席の場合は留守電メッセージでの対応とさせていただきます。) 【Eメールアドレス】soudan@jfaiu.gr.jp(24時間受付)



アドレス avinet03@jfaiu.gr.jp ホームページ http://www.jfaiu.gr.jp